

自己点検・評価報告書

2021

2022 4 3



熊本県立大学
Prefectural University of Kumamoto

目次

.....	1
1	2
1	2
2	7
3	7
4	7
2	9
1	9
2	21
3	22
4	22
3	23
1	23
2	26
3	26
4	27
4	28
1	28
2	59
3	59
4	59
5	61
1	61
2	72
3	72
4	73
6	74
1	74
2	84
3	84
4	84
7	85
1	85
2	95
3	95
4	95

8	96
1	96
2	107
3	108
4	108
9	109
1	109
2	115
3	116
4	116
10	118
1	118
1	118
2	129
3	129
4	129
2	131
1	131
2	136
3	136
4	137
	138

3

2018 30

2019

2020 2 4

2021 3 4

2020 2 7

JST

(COI-NEXT)

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1：学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

評価の視点2：大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

	1947	22			1949	24
		1994	6			
				1-1		
					1-2	
2006	18	4				
83						
					1	
		1-3				
			2		1-4	
1993	5	4				99
		2015	27	3		

《大学の理念》

○ 総合性への志向

本学は、人文・社会・自然の学問の三分野から成る大学として、学際的な方法を重視しつつ、総合的な知の形成を目指す。

○ 地域性の重視

本学は、「地域に生き、世界に伸びる」を標榜(ひょうぼう)し、地域社会に開かれた大学として、当面する諸問題を分析し解決すること、地域の知的創造の拠点となることを目指す。

○ 国際性の推進

本学は、グローバル化に対応して、アジアをはじめ世界の多様な文化を学びつつ、諸外国の人々との交流を進め、国際的・多元的な文化の創造を目指す。

《学則（抜粋）》

第1条 熊本県立大学は、豊かな教養と高度な専門性を有し、総合的な知識と実践力、創造力を備えた有為な人材を育成するとともに、研究成果を社会に還元し、教育研究資源を地域に提供することを通じて、熊本県ひいては国際社会の発展に寄与することを目的とする。

《大学院学則（抜粋）》

第2条 熊本県立大学大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、高度な学術を修得した有為の人材を育成するとともに、社会の発展と文化の進展に寄与することを目的とする。

1-5

1-6

《熊本県立大学における教育研究上の目的に関する規程（抜粋）》

第2条 大学の各学部における人材の養成に関する目的は、次のとおりとする。

- (1) 文学部では、人間文化の探究を通して、言語、文学、歴史、思想等について豊かな教養を有し、地域社会および国際社会の発展に貢献する有為の人材を養成する。
- (2) 環境共生学部では、人と自然とが共生していく際の諸問題を総合的に捉え、その方策を追求することを通して、地域の発展と人間福祉の向上をめざし、環境共生型社会の創造に貢献する人材を養成する。
- (3) 総合管理学部では、教養的知識と総合管理（アドミニストレーション）に関する専門知識を身につけ、社会的諸課題を創造的に解決し、地域社会ひいては国際社会に貢献する人材を養成する。

《熊本県立大学大学院における教育研究上の目的に関する規程（抜粋）》

第2条 大学院の各研究科における人材の養成に関する目的は、次のとおりとする。

- (1) 文学研究科博士前期課程では、研究領域の専門的知識を修得した高度専門職業人及び研究者を養成することを目的とする。文学研究科博士後期課程では、地域における言語文化研究・言語教育研究の拠点としての役割を見据え、各領域の発展的知識や教育実践活動の成果を応用しながら、問題の設定から解決までを独力で行える高度専門職業人及び研究者を養成することを目的とする。
- (2) アドミニストレーション研究科博士前期課程では、複雑・多様化した社会的諸課題を学際的な協働によって実践的に解決していく高度専門職業人及び研究者を養成することを目的とする。アドミニストレーション研究科博士後期課程では、複雑・多様化した社会的諸課題を学際的知識と高度な手法を用いて創造的に解決でき、アドミニストレーションの理論の発展を担う高度専門職業人及び研究者を養成することを目的とする。
- (3) 環境共生学研究科博士前期課程では、環境共生学の基本的理念を基にした環境分野の専門的知識と技術を修得した高度専門職業人、及び環境共生学を実践できる研究者を養成することを目的とする。環境共生学研究科博士後期課程では、自然と人間活動との共生を具体的に実現していく資源循環型社会の構築に向けて、より総合的で高い専

門的知識や技術と実践的能力を併せもつ高度専門職業人、及び環境共生学を実践できる内外の研究者を養成することを目的とする。

点検・評価項目②： 大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

評価の視点 1： 学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示

評価の視点 2： 教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知及び公表

1-5

1-6

1-9

p.1

1-7

1-8

1

FD

点検・評価項目③： 大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点： 将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定
・認証評価の結果等を踏まえた中・長期の計画等の策定

2018	30	2023	5	6	3
2018	30	3	3		
			50		1-11
1-12					

1-13

《第3期中期計画重点事項》

重点事項	内容
1 国際的な視野と認識を高める教育研究の推進	地域課題に柔軟に適応し、かつ、グローバルな視点で活動できる学生を育成するプログラム「もやいすと：グローバル(仮)」を新設するとともに、学生

	の海外留学や留学生の受入れを促進し、相互交流や異文化理解を図り、国際的な視野と認識を高める教育研究を推進する。
2 地域との幅広い協働を確立する教育研究の推進	第2期に引き続き、熊本地震からの創造的復興への支援を含め、地域貢献を視野として地域に学ぶことを重視し、地域課題の解決に資する研究活動を行い、また、社会人・職業人に対する教育を推進する。
3 社会や時代の状況を踏まえた対応	社会や時代の状況を踏まえ、教育内容・教育方法及び教育研究組織等の検証を行い、効果的な改善・見直しにつなげるほか、業務運営の改善・効率化や防災対策の推進等についても積極的に取り組む。

3

3

1-14

7

6

1-15 2

2

3

2016

28

1-12

p.3

9

p.7

34

3

4

1-12

p.9

44

1-16

《第3期中期計画》

(44) 内部質保証の観点から、自己点検・評価を行い、外部評価である法人評価及び認証評価を受け、それらの結果を爾後の改善・向上につなげるとともに、適切に公表する。また、自己点検・評価に係る方針・体制を検証し、必要に応じ見直す。並びに、令和4年度に認証評価を受審し、次期（第4期）中期計画への反映を検討する。

《認証評価機関の評価基準に関する自己点検・評価の実施方針》

自己点検・評価結果及び認証評価結果を教育研究や大学運営等の改善につなげ、また、必要に応じ、第4期中期計画（R6-R11）に反映させてその後も継続的に自己点検・評価を実施していくことにより、質の向上を図るものとする。

1-17

	2022	4
2021	3	

1-18

2

3

4

2

1

点検・評価項目①：内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

評価の視点：下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示

- ・内部質保証に関する大学の基本的な考え方
- ・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織（全学内部質保証推進組織）の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担
- ・教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（PDCAサイクルの運用プロセスなど）

2

1-2

2

1-15

《学則（抜粋）》

第2条 本学は、教育研究水準の向上を図り、もって前条に掲げる本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 本学は、前項の措置に加え、本学の教育研究等の総合的な状況について、学校教育法（昭和22年法律第26号）第109条第2項に規定する認証評価機関の評価を受けるものとする。

3 前2項の点検及び評価の結果については、刊行物への掲載その他、広く周知を図ることができる方法により公表するものとする。

《自己点検・評価の基本方針（抜粋）》

2 大学の諸活動に係る点検・評価と改善

（1）中期計画及び年度計画に関する点検・評価と改善

- ・各学部・共通教育センター、各研究科、各センター、各委員会、事務局が、中期計画・年度計画に関する自己点検・評価を行い、その結果を自己点検・評価委員会が取りまとめ公表する。
- ・この自己点検・評価をもとに、各事業年度の業務、中期目標期間の最後の事業年度の前々事業年度において見込まれる中期目標期間の業務及び中期目標期間の業務の実績について、県が設置する熊本県公立大学法人評価委員会の評価を受け、その結果を公表する。
- ・この自己点検・評価結果及び法人評価結果を踏まえ、改善に取り組むとともに翌年度

の年度計画の進行管理を行い、翌々年度の年度計画に反映させるとともに、その反映状況を公表する。

(2) 認証評価機関の評価基準に関する点検・評価と改善

- ・ 各学部・共通教育センター、各研究科、各センター、各委員会、事務局が、認証評価機関の評価基準に関する自己点検・評価を行い、その結果を自己点検・評価委員会が取りまとめて公表する。
- ・ この自己点検・評価をもとに、令和4年度までに認証評価機関による評価を受け、その結果を公表する。
- ・ この自己点検・評価結果及び認証評価結果を踏まえ、改善に取り組むとともに、必要に応じ次期中期計画に反映させる。

3

3

44

1-12 p.9
2019

2-1

《教育の内部質保証に関する方針》

1 趣旨

本学は、「地域に生き、世界に伸びる」をモットーに、総合性への志向、地域性の重視、国際性の推進を理念として掲げている。また、豊かな教養と高度な専門性を有し、総合的な知識と実践力、創造性を備えた有為な人材を育成するとともに、研究成果を地域社会に還元し、教育研究資源を地域に提供することを通じて、熊本県ひいては国際社会の発展に寄与することを目的としている。

この理念や目的を踏まえた学位授与方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受け入れ方針（以下「3つのポリシー」という。）に基づく教育研究活動の適切な実施を通して、教育の質を保証していくための方針を以下のとおり策定する。

2 基本的な考え方

本学の理念、目的、3つのポリシーに基づいて教育の質を高める取組が恒常的、継続的に実施されるよう、次の3点を大きな柱として推進する。

(1) 推進組織の整備

授業レベルでは各教員、プログラムレベルでは各学部、各研究科、共通教育センター等、大学レベルでは自己点検・評価委員会（以下「各主体」という。）により、教育活動の質を高めるための点検・評価を実施していることから、これらの各主体を、本学における内部質保証システムの基盤的組織として位置付ける。

各主体による取組に加え、今後より一層効果的に内部質保証を推進していくため、全学的な内部質保証に責任を負う組織として「内部質保証推進委員会」を設置するとともに、関係する組織の役割、権限等の明確化を図る。

(2) PDCA サイクルによる確実な運用

授業レベル、プログラムレベル、大学レベルにおいて各主体が行うPDCAサイクルによる取組を基本として運用する。

これらの取組が適切に運用されているかを内部質保証推進委員会が点検・評価し、課題や問題があれば、各主体に対して改善のためのフィードバックを実施する。また、検証結果やフィードバックの状況を教育研究会議、理事会に報告する。

(3) 教育の質に関する情報の公表等

本学の様々なステークホルダーに対して、理念や目的、3つのポリシー、入学者選抜の状況、授業の方法や内容、進級の状況、就職・進学情報等を公表する。

学生が、学位授与方針に示す資質や能力、知識、技能等を身につけていることについて、単位取得、GPA、学位取得、進路の状況、学生調査の状況等の学修成果との関係を明らかにし、可視化を図る。

教育の質を高めるための情報の収集・分析のあり方について検討し、その結果を踏まえた的確で効果的なIRを推進する。

2-2 2-3

1-17

3

2-4

《各組織の権限と役割》

組織		役割	権限
教育の内部 質保証に責 任を追う組 織	内部質保証推 進委員会	教育の質を保証する 様々な取組の検証等 を通じて、内部質保証シ ステムの適正な運用を全 学的に推進	①大学の理念、3つのポリシ ーに基づいて、教育研究活 動が適切に実施・運営され ているか検証 ②教育の質に関する情報公開 の状況、その他の教育活動 が有効に実施・運営されて いるか検証 ③①、②の検証の結果、各主体 のPDCA サイクルに課題や 問題があれば、改善のため のフィードバックを実施 ④基本方針や内部質保証シス テムの定期的な検証、改善・ 見直し
内部質保証 の各主体	自己点検・評価 委員会	全学的な教育及び研究、 組織及び運営並びに施 設及び設備の状況につ いて自ら点検及び評価 を行い、その結果を公表	①中期計画、年度計画の自己 点検・評価 ②認証評価機関の基準に関す る自己点検・評価 ③各部局及び各種委員会の自 己点検・評価結果の全学的 調整 ④自己点検・評価結果の報告 及び公表
	各学部・各研究 科	学部や研究科の理念や 目的、3つのポリシーに 基づいて、教育活動を適 正に実施	①3つのポリシー及び理念の 策定 ②3つのポリシーの運用 ③人材養成等の目的策定 ④個人評価の点検 ⑤自己点検・評価 ⑥FD計画策定、実施 ⑦授業科目の設定
	共通教育セン ター	大学の理念や目的、学部 のDP・CPに基づいて、 全学共通教育を効果的 に実施	①全学共通教育カリキュラム の実施、点検、改善

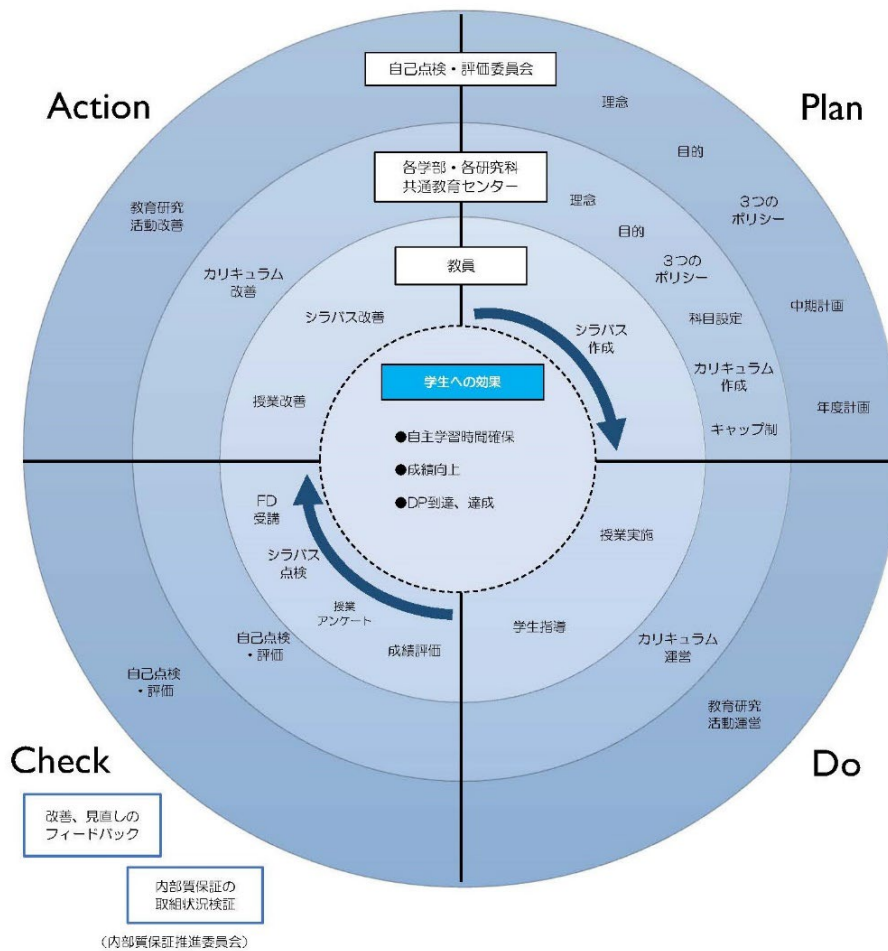
	各教員	個々の授業を実施	①シラバスの作成 ②授業の実施 ③シラバスの点検 ④シラバス・授業の改善、見直し ⑤学生の指導 ⑥学生の成績評価 ⑦FD 受講 ⑧授業評価アンケート
--	-----	----------	---

PDCA

PDCA

PDCA

《教育の内部質保証システムのPDCA サイクル》

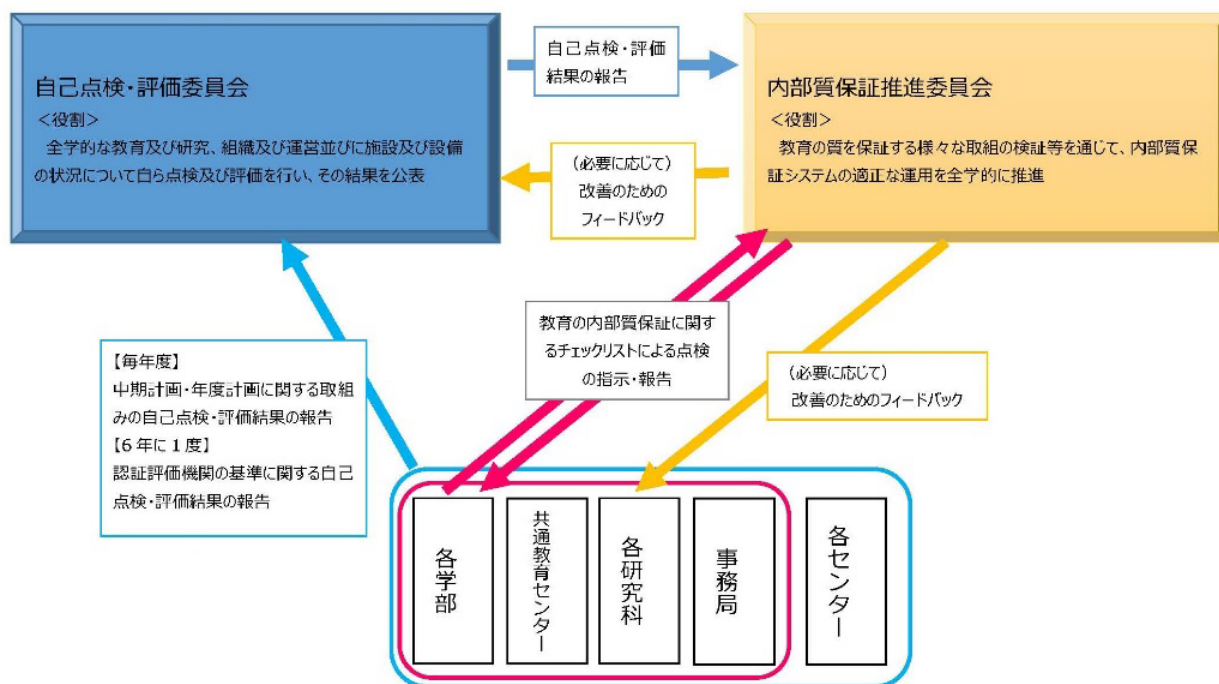


点検・評価項目②：内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

評価の視点 1：全学内部質保証推進組織・学内体制の整備

評価の視点 2：全学内部質保証推進組織のメンバー構成

《熊本県立大学の内部質保証の推進体制》



30

3

3

2018

p.20

44

2-5

2-6

2-7

2-8

2-9

2-10

2-11

点検・評価項目③：方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

評価の視点 1：学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定

評価の視点 2：方針及び手続に従った内部質保証活動の実施

評価の視点 3：全学内部質保証推進組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDCA サイクルを機能させる取り組み

評価の視点 4：学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施

評価の視点 5：学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

評価の視点 6：行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応

評価の視点 7：点検・評価における客観性、妥当性の確保

1

1-2

1

	2-12	2-13	2-14
2017	29 3		3

3

2-15	2	2-16	2	1-3
------	---	------	---	-----

3 23 2021 3

2-17

1-15 2 1

2-18 3

50

1-18

3

2-19

2-20

2020 1-17 2021 3 2-21

2020 2

B

A

2021

3 2022 4 6

7

3 6 1-15 2 2
2016 28

1-12 p.3 9 p.7 34

3 1-12 p.9 44
1-16

4

2-25 2-22 2-23 2-24

1-17

2-26

1-15 3 1 3

36

6

1-12 p.8

2-27

1-15 3 2

10

1

1-15 4

10

2-28

2-29

3

2-30 2021 3

2-31

2020 2

GPA

PDCA

PDCA

2020 2 1

GPA

2-32 2-33 2021 3

2-34

2021 3

2-35 2-36

2019

2-37

2016

28

3

2-38

2020

2

7

2-39

2021

3

4

2-40

2006

18

29

2012

24

2017

6

2

2-41

2

4

2-42

4

3

1-12

p.2

2

3

p.3

9

p.7

34

2019

2-43

2-44

p.1

1

29

3

2

1-17

2-45 2-46

3 4 4
5

2-47 2-48

5
2-49

点検・評価項目④：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

評価の視点 1：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表

評価の視点 2：公表する情報の正確性、信頼性

評価の視点 3：公表する情報の適切な更新

44 3 1-12 p.9

1-17

50 2-51 2-52 1-17 2-

2-27

点検・評価項目⑤：内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。

また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：全学的な PDCA サイクルの適切性、有効性の定期的な点検・評価

評価の視点 2：点検・評価における適切な根拠（資料、情報）の使用

評価の視点 3：点検・評価結果に基づく改善・向上

PDCA

2019					
		3			
			2-54		2020
2					
				2-44	p.12
2021	3				
2					
					6

PDCA

3

4

PDCA

3

1

点検・評価項目①：大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点 1：大学の理念・目的と学部（学科又は課程）構成及び研究科（研究科又は専攻）構成との適合性

評価の視点 2：大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性

評価の視点 3：教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

3

3

3

1 1-8 pp.4-7

1

2

3

3-1

1-8 p.4,pp.7-8

5

1

NPO

3-2

2

3-

3

3

3-4

4

3-5

5

3-6

2016

28

2019

31

4

3

2020

2

4

2021

3

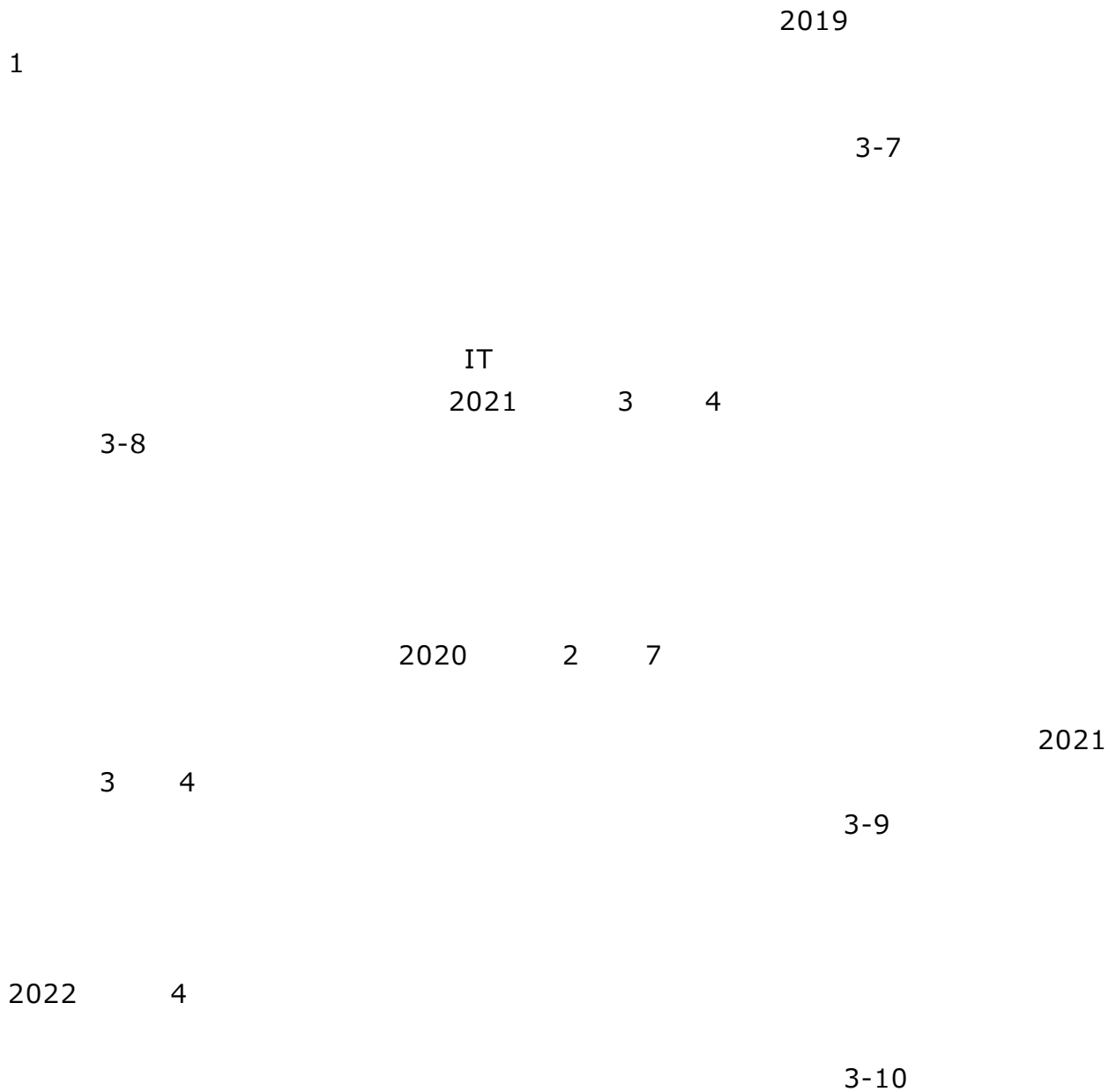
4

1999

11

2008

20



点検・評価項目②：教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

3

p.7

34

1-12

p.4

13

2

2020
24

2 4
29

24

26

29

13

3

2-42

3-11

2

2022

4

4

2020

2

4

2021

3

4

3

4

3

3
2022

4

4

3

2022

4

4

5

4

1

点検・評価項目①：授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点：課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表

1

1

1-2

1

2-12

《全学（学士課程）の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）》

1 学生が身につける資質・能力の目標

<知識・理解>

幅広い知識・教養に基づき学問の意義を理解し、自己を認識して、将来を構想できる。

<思考・判断>

多角的視点を備え、自ら課題を抽出し、論理的、分析的に思考して、総合判断ができる。

<関心・意欲>

地域社会及び国際社会に興味・関心を有し、異質性を認めることができる。

<態度>

積極性、自律性及び行動力を身につけ、社会状況の変化に柔軟に対応でき、社会において協調し協働できる。

<技能・表現>

他者と理解しあい、共生していく上に必要なコミュニケーション能力がある。

2 学位の授与（学士課程）

4年以上在学し、学部の理念及び教育研究上の目的に沿って設定した授業科目を履修して、学部において定める所定の単位数を修得した学生に学位を授与する。

2-12

点検・評価項目②：授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点 1：下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）

及び公表

- ・教育課程の体系、教育内容
- ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等

評価の視点 2：教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性

《全学（学士課程）の教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）》

1 教育課程の編成

全学共通の「共通教育」と各学部・学科の「専門教育」から編成する。

「共通教育」は、学部4年間の教育課程（学士課程）において総合的に学ぶことで広い視野から認識・思考する能力を身につけ、「専門教育」で修得する学問を充実したものとす
る教育を行う。また、大学ユニバーサル化時代における「市民性」の涵養をも視野に入れ
る。以上を理念とし、次のような方針で編成する。

- ・共通科目群を「基盤科目」と「教養科目」に分ける。
- ・基盤科目では、大学で学ぶための、また社会で行動していくための基礎能力を育成する
教育を展開する。

特に初年次に、必修科目として、大学で学ぶ姿勢と方法を理解するとともに、自己のキ

キャリアを継続的にデザインしていく能力を育成する科目を配置し、大学4年間での主体的・計画的な学修を促す。

- ・教養科目では、専門分野の枠を超えて共通に求められる知識等を幅広く学び、様々な角度から物事を見ることが出来る能力を培うことで豊かな人間性を養う、いわゆる「教養教育」を展開する。

「専門教育」は、各学部・学科の特性に応じ、講義、演習、実習、実験等の専門科目を順次性を考慮して、体系的に配置する。

2 教育方法

- ・教育目標の達成に向け、各科目において、適切な形態を採って授業を展開するとともに、能動的学修を適切に組み込んで行う。
- ・学生の学修時間等の実態把握や授業計画の明確化、必要な授業時間の確保により、単位制度の実質化を図る。

3 学修成果の評価

学位授与方針（ディプロマポリシー）に掲げる資質・能力の修得状況を、授業、学科、学部、大学のそれぞれにおいて把握し、それに基づいて、授業、学科、学部、大学の各教育課程における学修成果を評価する。

- ・授業の単位認定は、「シラバス」に定める成績評価基準により担当教員が行う。
- ・授業の学修成果は、「シラバス」に定める成績評価基準と学生自身の自己評価に基づいて評価する。
- ・学科、学部としての学修成果は、個々の授業における学修成果の集計と学生の学修状況に基づき、学科、学部独自の評価方法を加味し、総合的に評価する。
- ・大学としての学修成果は、授業、学科、学部としての学修成果に基づき、総合的に評価する。
- ・専門教育の到達は、各学科の学位授与方針（ディプロマポリシー）に基づく評価表等を用いた卒業論文評価により確認する。

p.3 1-9 p.2 2-13 p.3

点検・評価項目③：教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

評価の視点 1：各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置

- ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性
- ・教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮
- ・単位制度の趣旨に沿った単位の設定
- ・個々の授業科目の内容及び方法
- ・授業科目の位置づけ（必修、選択等）
- ・各学位課程にふさわしい教育内容の設定
- ・初年次教育、高大接続への配慮（〔学士〕）
- ・教養教育と専門教育の適切な配置（〔学士〕）
- ・コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等（〔修士〕
〔博士〕）
- ・教育課程の編成における全学内部質保証推進組織等の関わり

評価の視点 2：学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

4-1

16 4 1 9 30 10 1 3 31

2
 1-2 16 40 1
 45 15 30
 1 30 45
 1-2 40
 1
 1-9 p.11

《1 単位の修得に必要な学修時間》

授業の形態	授業	授業以外の時間	合計
講義	15～30	30～15	45(時間)
演習	15～30	30～15	45(時間)
実験・実習	30～45	15～0	45(時間)

4-2

2020 2

4-3

1-9 p.11
 1
 4

5
3
1 2

2

1

1

3

1-12

p.4

17

1

33

2

4-4

2019

Kumamoto Studies

7

2

4

2020

2

4-5

3

1

3

2021

3

Performing Arts of Japan

Japan Studies

4-6

2

1-9

p.24 p.32

p.25

p.26

《各学部の専門科目群》

学部	専門科目群
文学部	「人文基礎」、「主要科目」、「学部共通科目」、「演習」、「特殊研究」、「卒業論文」
環境共生学部	「学科共通科目(導入科目、環境共生総合演習、情報処理実習)」、「専攻専門科目(基礎科目、展開科目、卒業研究)」
総合管理学部	「基礎総合管理科目」、「基幹科目」、「展開科目」、「専門演習」、「卒業論文」

1

4

2

8

1

4

1 2

2021

3

4

Seminar for Cultural Literacy (SCL) I, II

Seminar for Critical Thinking (SCT) I, II

2 Seminar for Core Subjects (SCS) A, B 2

2

4

4-7

1

3

3

1 2

5

3

10

3

4-8

《熊本県立大学で取得できる免許状の種類》

学部	学科	免許状の種類	教科
文学部	日本語日本文学科	中学校教諭一種免許状	国語
		高等学校教諭一種免許状	国語
	英語英米文学科	中学校教諭一種免許状	英語
		高等学校教諭一種免許状	英語
環境共生学部	環境共生学科 (食健康環境学専攻)	中学校教諭一種免許状	理科
		高等学校教諭一種免許状	理科
		中学校教諭一種免許状	家庭
		高等学校教諭一種免許状	家庭
		高等学校教諭一種免許状	農業
		栄養教諭一種免許状	
総合管理学部	総合管理学科	中学校教諭一種免許状	社会
		高等学校教諭一種免許状	公民
		高等学校教諭一種免許状	商業
		高等学校教諭一種免許状	情報

4-9

1 1-9
pp.6- p.8
3
4 4
12

《熊本県立大学大学院で取得できる免許状の種類》

大学院	免許状の種類	教科
文学研究科	中学校教諭専修免許状	国語
	高等学校教諭専修免許状	国語
	中学校教諭専修免許状	英語
	高等学校教諭専修免許状	英語
環境共生学研究科	中学校教諭専修免許状	理科
	高等学校教諭専修免許状	理科
	中学校教諭専修免許状	家庭
	高等学校教諭専修免許状	家庭
アドミニストレーション研究科	中学校教諭専修免許状	社会
	高等学校教諭専修免許状	公民

3

2017 29

2021 3

2

2-30

2021

PDCA

4-10

4-9

《「キャリアデザイン」分野の科目とその概要》

授業科目名	概要
プレゼミナール	大学で学ぶとはどういうことか、その導入としての授業である。大学で要求される学習の態度、課題への取り組み方などを少人数クラスで学ぶ。
キャリア形成論	1. 将来の自分を見据え、今の自分に足りない能力や知識を認識し、今後身につけるべきものを確認することによって、学生自身が主体的に習得に取り組む動機付けを行う。 2. 授業を通じて多様なキャリアが存在することに気づかせる。 3. カリキュラムや資格についてのオリエンテーションを行う。 4. 上級生・大学院生や卒業生に、自らの大学生活を振り返りキャリア形成体験談を語ってもらう。
インターンシップ	在学中に自分の専攻分野、将来のキャリアに関連した就業体験を行う。

点検・評価項目④：学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

評価の視点：各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的な教育を行うための措置

- ・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1年間 又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等）
- ・シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等）
- ・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法
- ・適切な履修指導の実施
- ・授業形態に配慮した1授業あたりの学生数（〔学士〕）
- ・研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施（〔修士〕〔博士〕）
- ・各学部・研究科における教育の実施にあたっての全学内部質保証推進組織等の関わり

49 4-1 2 1-9
 p.13 p.14
 4-11 2 1 3 2

《キャップ制度における緩和措置》

	文学部	環境共生学部	総合管理学部
上限緩和	あり	あり	なし
緩和基準	通年 GPA3.8 以上	通年 GPA3.6 以上	
緩和単位	通年 4 単位まで		
その他	学生本人の申請による		

2021

1

GPA 2.0

90

3

100

95.8 H28 R2

5

H29

R3

99.0%

93.5%

4-2

4-12 4-13
10

2021

3

9

4-14

1

4

2

Kumamoto Studies

4-15

4-16

GP 2022

4

4

4-17

2 4-18

2 10

20 1-9 p.38 p.32 p.28

3 4-19 Intensive English 4-20

1 14

2 4-21

3 6 4

4-22

GPA 2.0

4-23

1 1

4-24

pp.6-7 p.9 1-9

点検・評価項目⑤：成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

評価の視点 1：成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

- ・単位制度の趣旨に基づく単位認定
- ・既修得単位等の適切な認定
- ・成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置
- ・卒業・修了要件の明示
- ・成績評価及び単位認定に関わる全学的なルールの設定その他全学内部
質保証推進組織等の関わり

評価の視点 2：学位授与を適切に行うための措置

- ・学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示・公表
- ・学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置
- ・学位授与に係る責任体制及び手続の明示
- ・適切な学位授与
- ・学位授与に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組
織等の関わり

				4-28		15		
					100	90		89
80	79	70	69	60		59		5
				5				
			100					
1		5			4-1		10	

《GPA の算出方法》

科目ごと $GP = (\text{得点} - 50) / 10$ (ただし、得点が 50 以下のときは 0 とする。)

《各学部・学科（専攻）の卒業論文の審査基準》

文学部	日本語日本文学科	<ol style="list-style-type: none"> 1. 書式要項通りの形式と分量になっているか。 2. 研究テーマ・目的・問題設定が明確であるか。 3. 論理的整合性が保たれた論述になっているか。 4. 先行研究の到達を踏まえ、新たな知見を提出しているか。
	英語英米文学科	<ol style="list-style-type: none"> 1. 形式（要項に従っている） 2. 問題設定（研究テーマ・目的・問題が明確である） 3. 論理（論理的に論述ができています） 4. 独自性（自分の考えや考察が示されている） 5. 先行研究（英語文献2件以上を参照、引用している） 6. スキル（英語日本語について、読みやすく書けている）
環境共生学部	環境共生学科 環境資源学専攻 食健康環境学専攻	実験・調査計画の作成、既存学術論文の検索・参照、実験・調査に関連するデータの作成・解析・考察、論文の作成とプレゼンテーションの習得ができていますかを評価基準とし、研究に対する姿勢及び活動状況（30%）、研究発表の内容（30%）、ならびに研究論文内容（40%）を総合的に評価する。
	環境共生学科 居住環境学専攻	実験・調査・設計計画の作成、既往研究や関連する文献の検索、実験・調査・設計に関連するデータの作成と分析、論文・設計の作成とプレゼンテーションの習得ができていますかを評価基準とし、研究に対する姿勢及び活動状況（30%）、研究発表の内容（30%）、並びに研究論文または設計の内容（40%）を総合的に評価する。
総合管理学部	総合管理学科	<ol style="list-style-type: none"> 1. 総字数が 20,000 字を超えている。 2. 表紙・目次・ページ番号が付いている。 3. 数点以上の一般刊行書籍、雑誌・新聞記事等を参照して、当該論文テーマに関する先行研究をレビューしており、また、それらの文献・資料名が明記されている。 4. 論文テーマに即して適切な問題提起、章立て・構成がなされ、論理的に文章が書かれており、結論も明晰である。

		<p>5. 論述に際して剽窃(盗用)や資料のコピー・アンド・ペーストなどはされていない。</p> <p>6. 引用部分等の必要箇所について適切な注記が付けられている。</p> <p>以上の諸点を満たしていれば60点(可)以上が与えられる。</p> <p>なおかつ、その上でとくに以下の(1)~(4)に掲げた評価基準に合致していると指導教員が判断した場合には、それぞれの程度に応じて、70~79点(良)、80~89点(優)、90~100点(秀)が与えられるものとする。</p> <p>(1)テーマ設定、構成、問題提起などに独創性が認められる。</p> <p>(2)文献による調査だけでなく、論文執筆者自身もしくは共同研究者とともにに行った調査(フィールド調査、アンケート、聞き取り等)や実験の結果などが反映されている。</p> <p>(3)関連する外国語文献や一次資料を複数かつ幅広く参照している。</p> <p>(4)学術的見地から新たな知見が得られているなど高く評価できる。</p>
--	--	--

4-37

4-38

4-39

4-40

《各研究科・専攻の修士論文・博士論文の審査基準》

文学研究科 日本語日本 文学専攻 英語英米文 学専攻	博士前 期課程	1. 審査対象となる論文は、学術論文としての体裁や手法を正しく用いていること。 2. 審査対象となる論文は、先行研究を踏まえ、独自性、新規性が認められるものであること。 3. 審査対象となる論文は、テーマや内容に発展の可能性が認められること。 以上について、総合的に判断する。
	博士後 期課程	1. 審査対象となる論文は、先行研究から見て、独自性、新規性が指摘されるものであること。 2. 審査対象となる論文は、論理的かつ分析的で、学術的な価値の高いものであること。 3. 審査対象となる論文は、その専門の学界において高く評価されるものであること。 以上について、総合的に判断する。
環境共生学 研究科	博士前 期課程	1. 審査対象となる論文は、環境共生に関わるテーマを科学的に研究した成果をまとめたものであること。

		<p>2. 審査対象となる論文は、学術的価値が認められるものであること。</p> <p>3. 審査対象となる論文は、その専門分野の研究の進歩に寄与するものであること。</p>
	博士後期課程	<p>1. 審査対象となる論文は、独創性・新規性が認められるものであること。</p> <p>2. 審査対象となる論文は、学術的価値が高いものであること。</p> <p>3. 審査対象となる論文は、その専門分野の研究の進歩に寄与するものであること。</p>
アドミニストレーション研究科	博士前期課程	<p>1. テーマに相応しい研究方法を用いている。</p> <p>2. 新奇性および独創性が認められる。</p> <p>3. 学術的価値が認められるものである。</p>
	博士後期課程	<p>1. 研究テーマに相応しい適切な研究方法や論証方法に基づいて分析・考察が行われている。</p> <p>2. 学界への寄与、研究の新奇性および独創性が認められる。</p> <p>3. 学術的価値が高いものである。</p>

41 4-42 4-43 4-44 4-45 1-9 pp.9-10 4-46 4-47

4-38 4-39 4-40

1 2

1 2

49 4

点検・評価項目⑥：学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点 1：各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定（特に専門的な職業との関連性が強いものにあつては、当該職業を担うのに必要な能力の修得状況を適切に把握できるもの。）

評価の視点 2：学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法の開発

《学習成果の測定方法例》

- ・アセスメント・テスト
- ・ルーブリックを活用した測定
- ・学習成果の測定を目的とした学生調査
- ・卒業生、就職先への意見聴取

評価の視点 3：学習成果の把握及び評価の取り組みに対する全学内部質保証推進組織等の関わり

《全学（学士課程）の教育課程編成・実施の方針（抜粋）》

学修成果の評価

学位授与方針（ディプロマポリシー）に掲げる資質・能力の修得状況を、授業、学科、学部、大学のそれぞれにおいて把握し、それに基づいて、授業、学科、学部、大学の各教育課程における学修成果を評価する。

- ・ 授業の単位認定は、「シラバス」に定める成績評価基準により担当教員が行う。
- ・ 授業の学修成果は、「シラバス」に定める成績評価基準と学生自身の自己評価に基づいて評価する。
- ・ 学科、学部としての学修成果は、個々の授業における学修成果の集計と学生の学修状況に基づき、学科、学部独自の評価方法を加味し、総合的に評価する。
- ・ 大学としての学修成果は、授業、学科、学部としての学修成果に基づき、総合的に評価する。
- ・ 専門教育の到達は、各学科の学位授与方針（ディプロマポリシー）に基づく評価表等を用いた卒業論文評価により確認する。

《熊本県立大学アセスメントプラン》

	入学前・入学直後 Admission 検討のための 指標	在学中 Curriculum 検討のための 指標	卒業時 Diploma 検討のための 指標
大学全体 レベル	合格者の入学時の学力 ・ 選抜ごとの平均点 学修態度・意欲など ・ 高校 3 年時の授業以 外の学習時間／日（新 入生アンケート） ・ アセスメントテスト （PROG テスト：1 年生）	学力 ・ GPA の平均値（学期ご と・年間の累計） ・ 修得単位数の平均値 （ " ） ・ 成業の見込みなしによ る退学率 学修態度・意欲など ・ 授業の予習復習に要す る時間／日 ・ 学修意欲の喪失による 退学率・休学率 （在学生アンケート） ・ 予習復習以外の学修に 要する時間／日 （在学生アンケート） ・ アセスメントテスト （PROG テスト：3 年生）	学力 ・ 卒業論文の得点の 平均値 ・ 向上した能力（卒業 生アンケート） ・ 効果的だった授業 形式（ " ） 学修態度・意欲など ・ 学修の姿勢（卒業生 アンケート） キャリア形成 ・ 就職率 ・ 進学率
学部・学 科・専攻レ ベル	（上記の学部ごとの数 値）	（上記の学部ごとの数値 のほか） 【文学部英語英米文学 科】 ・ TOEFL ITP®テスト （440 点）の達成率	（上記の学部ごとの 数値のほか） 【文学部英語英米文 学科】 ・ 卒論の英語での執 筆率

		【環境共生学部】 ・進級率（2年から3年） ・卒論着手率（3年から4年） ・卒業率（卒業生/入学生）	
授業科目 レベル	—	成績評価 授業評価アンケート DPに示されている各分野の達成度（シラバスに示されている数値）	・学科・専攻ごとの標準的なDPの達成度（シラバスをもとに数値化し設定） →学生が卒業までに履修した授業による自らのDPの達成度を意識するとともに、各年度履修計画を立てる際を目安として活用

- ・上記の数値データをアセスメントの指標とし、必要に応じて項目の精査・見直しを行う。
 - ・データについては教務入試課、IR室など関係所属から各学部、共通教育センターに提供する。
 - ・各学部、共通教育センターにおいては、数値の年度推移等を踏まえ、必要に応じて対策を実施する。その取組内容については内部質保証推進委員会に報告する。
- ※上記の数値については現在も資料提供しているが、今後は上記の指標として位置づけ積極的に活用する。

GPA

4-52 1 3

PROG 2013 25

GPA

1

4

2020 2

89.9

74.9

82.3%

78.1

86.3

() 32.7

50.8%

59.5

4-53

TOEFL ITP® 4 1 1

4-54

90

2013 25

2013 25

90 2019 100% 2020 2

97.5% 1 4-

55

2021 3

87

4-14

4-56

4-57

2021 3

4-58 4-59 4-50 4-51

《熊本県立大学大学院アセスメントプラン》

	入学前・入学直後 Admission 検討のための 指標	在学中 Curriculum 検討のための 指標	卒業時 Diploma 検討のための 指標
各研究科 レベル	入学者の入試平均点	<p>【文学研究科】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・論文中間報告会における達成度※1 <p>【環境共生学研究科】 (博士前期課程)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・GPA ・環境共生学演習Ⅲ及びⅣの成績 <p>(博士後期課程)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第一次中間発表会における達成度 <p>【アドミニストレーション研究科】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・論文中間報告会における達成度 	<p>学力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・修了者数 ・修了論文の得点の平均値
授業科目 レベル	—	<p>成績評価※2</p> <p>DP に示されている各分野の達成度(シラバスに示されている数値)※3</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・研究科・専攻ごとの標準的な DP の達成度(シラバスをもとに数値化し設定) →修了までに自らが履修した授業の単位取得による DP の各分野の達成状況を確認するための指標

・上記の数値データを教務入試課等の関係機関から各研究科に提供することでアセスメントの指標とし、必要に応じて項目の精査・見直しを行う。

・各研究科において、数値の年度推移等を踏まえ、必要に応じて対策を実施。

※1 Diploma 達成の割合を研究科で把握する。修了論文諮問時までの学力の伸長を図るための参考データとしても活用する。

※2 授業科目ごとに通常行われる成績評価

※3 各研究科においては、提供されている授業科目全体としての DP の分野別の達成度等に偏りがある場合など、検討を行う必要が生じた場合に指標の一つとして主に活用する。

3

2019

2

4-60 2020
2021

2

点検・評価項目⑦：教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

**評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価
・学習成果の測定結果の適切な活用**

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

GPA

IR

3

2-12

3

2-30

2021

3

4

Society5.0

2022

2

4-61

1-12

p.2

6

2020

2

2021

3

3

4-7

2017

29

2

3

7

2020

2021

FD

4-

62

FD3

5

2020

2

2022

4

FD

4-63

2020

2

FD

4-64

1

3

2

Teams
Microsoft Teams

2021

3

FD

2

4-65

2020

2

IR

PROG

GPA

FD

4-66

15

13

14

15

2-28

IR

IR

FD

2

2020

2

3

4

5

1

点検・評価項目①：学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点 1：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表

評価の視点 2：下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定

- ・入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像
- ・入学希望者に求める水準等の判定方法

2-14

《全学（学士課程）の入学者受入れ方針（アドミッション・ポリシー）》

1 熊本県立大学が求める学生

熊本県立大学は、「地域に生き、世界に伸びる」をスローガンに、豊かな教養を備え、21世紀の地域社会ひいては国際社会の発展に貢献できる、有為で創造性豊かな人材の育成に全力を注いでいます。

熊本県立大学は、文、環境共生、総合管理の3学部3研究科からなり、人文科学系、自然科学系、社会科学系の3つが有機的に結合した先進的な「集約型大学」です。また、「地域実学主義」を教育理念とし、「理論を現場に学ぶ」体験的、実践的学修方法であるフィールドワークや、地域課題解決と教育を結びつけた「もやいすと」育成プログラムなど、現場に学び実践力を育むための教育を展開する特色ある大学です。

この大学に学び、地域に根ざし世界に向かって羽ばたこうとする知的探究心旺盛な学生を求めています。

2 入学者選抜の実施方法

熊本県立大学は、1に掲げる本学が求める学生を適正に選抜するため、学部・学科の特性に応じて、各種の選抜方法を実施します。

14

1-7 p.22 p.32 p.46

2-
2019

5-1

2-14

点検・評価項目②：学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

評価の視点 1：学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定

評価の視点 2：授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供

評価の視点 3：入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備

評価の視点 4：公正な入学者選抜の実施

評価の視点 5：入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

1

						1-7	5-2
5-3	5-4	5-5	5-6	5-7		5-8	2020
	2	2021	3				
	2020	2	7,611				
				Zoom			
				5-9			
						11	3

2

5-10

《入学定員及び選抜区分ごとの募集人員》

学 部	学 科 攻 専	入 学 定 員	募 集 人 員							
			一般選抜		自己推薦型選抜	特 別 選 抜				
			前 期 日 程	後 期 日 程		学 校 推 薦 型 選 抜			社 会 人 選 抜	帰 国 子 女 選 抜
			県 内	全 国	水 産 科	農 業 ・ 林 業 ・	くまもと 夢実現			
文 学 部	日 本 語 日 本 文 学 科	45	30	10	-	5	-	-	県 内 2 名 以 内	若干名
	英 語 英 米 文 学 科	45	28	10	-	7	-	-		若干名
環 境 共 生 学 部	環 境 資 源 学 専 攻	110	15	12	-	3 ※1 〔うち2名以上は熊本県内高等学校卒〕		※2 若干名		若干名
			居 住 環 境 学 専 攻	20	12	4	4	-		-
	食 健 康 環 境 学 専 攻	28	8	-	4	-	-	若干名		
総 合 管 理 学 部	総 合 管 理 学 科	280	A 方式 30 B 方式 60	A 方式 40 B 方式 50	50	50	-	-		若干名
合 計		480	211	142	54	73			若干名	

※1 学校推薦型選抜の募集人員3名のうち、2名以上は、熊本県内高等学校を卒業見込みの者とする。

※2 高等学校又は中等教育学校の農業、林業又は水産に関する学科を卒業見込みで一定の要件を満たす者が対象。

3

A B A 5 5 6 B 3 3 4

20

3

4

3

2

2021

3

web

5-11

5-12

5-13

5-14

1

5-15

5-16

5-17

5-18

5-19

5-20

5-21

5-22

2019 10 5-23 5-24 5-25
JICA

5-26 5-27 5-28
JICA
OB
5-29 2020 2
2021 3
5-30

2

5-10 p.6 5-31

《入学定員及び選抜区分ごとの募集人員》

研究科	専攻	課程	入学定員	募集人員		
				春季入学		秋季入学
				秋季募集	春季募集	
文学研究科	日本語日本文学専攻	博士前期	5	2 (一般選抜、社会人特別選抜、外国人留学生特別選抜、専門職業人特別選抜、シニア特別選抜の計)	3	—
		博士後期	2	1	1	若干名
	英語英米文学専攻	博士前期	5	3 (一般選抜、社会人特別選抜、外国人留学生特別選抜、専門職業人特別選抜、シニア特別選抜の計)	2	—

		博士後期	2	1	1	若干名
(選抜区分なし)						
環境共生学研究科	環境共生学専攻	博士前期	20	20 (一般選抜、社会人特別選抜、外国人留学生特別選抜の計)	若干名 (一般選抜、社会人特別選抜、外国人留学生特別選抜の計)	—
		博士後期	3	—	3 (一般選抜、社会人特別選抜、外国人留学生特別選抜の計)	若干名 (一般選抜、社会人特別選抜、外国人留学生特別選抜の計)
アドミニストレーション研究科	アドミニストレーション専攻	博士前期	20	20 (一般選抜、社会人特別選抜、外国人留学生特別選抜の計 かつ秋季募集・春季募集の計)		—
		博士後期	4	4 (一般選抜、社会人特別選抜、外国人留学生特別選抜の計 かつ秋季募集・春季募集の計)		若干名 (一般選抜、社会人特別選抜、外国人留学生特別選抜の計)

2019

2

2020

2

5-26

5-27

5-28

5-32

5-33

5-15 pp.14-16

50

5-15 pp.17-19

5-34

5-

35

5-36 pp.39-42

5-37

5-38

2-16

1-3

23

5-3 p.8

5-39

3	÷6	×4	3	÷5	×2	12	÷	9	1.69
0.45						2021	3	10	1
						5			0.70
							5-20	5-21	5-22
						2021			
2.0									
									1.69
						5			
0.44									0.28
						40	24		
12									
						2023	5		
							5-41		
						2020	3	FD	JICA
JICA								5-29	2022
									4
									1

3

点検・評価項目④：学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

2019

AP

AP

AP

2016 28	2020 2
2016(平成 28)年度	<p>【学部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境共生学部環境資源学科一般入試後期日程の試験科目について、小論文から理科に変更
2017(平成 29)年度	<p>【学部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文学部英語英米文学科入学者選抜について、新たな出題形式による入学者選抜の実施
2020(令和 2)年度	<p>【大学院】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際協力・貢献活動を終了方を受け入れるため、3 研究科に新たに社会人特別選抜(国際協力枠)を設置
2021(令和 3)年度	<p>【学部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入試名称の変更 ・自己推薦型選抜及び学校推薦型選抜の日程の変更 ・全学部・全学科(専攻)の一般選抜において、大学入学共通テスト、本学の個別学力検査及び調査書を統合して実施 ・文学部日本語日本文学科一般選抜において、大学入学共通テストの「英語」を選択する場合は、リーディングとリスニングの双方を必須 ・文学部日本語日本文学科一般選抜において後期日程の個別学力検査等の科目(小論文)について、日本語、日本文学など人文学に関するものに変更 ・文学部英語英米文学科学校推薦型選抜における配点の変更 <p>【大学院】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これから国際協力・貢献活動を経験したい方を受け入れるため、3 研究科に新たに一般選抜(国際協力枠)を設置

0.25
4

3

6

1

点検・評価項目①：大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点 1：大学として求める教員像の設定

・各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等

評価の視点 2：各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

1

1-2

1

6-1

《教員採用に係る基本方針》

熊本県立大学の教員採用に当たっての大学共通の要件は次のとおりとする。

- (1) 熊本県立大学のモットーである「地域に生き、世界に伸びる」並びに大学の理念・目的を深く理解し、教育・研究に専心するとともに、地域・社会への活動（地域貢献）に参加・協力すること。
- (2) 国籍や性別、年齢等にかかわらず、熱意をもって教育・研究に取り組む人格・識見とともに優れた者であること。
- (3) 大学のグローバル化に積極的に協力・貢献できること。
- (4) 大学及び学部・学科（専攻）の運営（各種管理業務）を積極的に担う意思を有すること。

1-5

1-6

6-2

2 2

2 2

《教員組織の編成に係る方針》

熊本県立大学の教員組織の編成に当たっての大学共通の要件は次のとおりとする。

- (1) 本学の理念・目的及びディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに基づく教育の実現を図るために必要な教員組織の編成とする。
- (2) 教員組織の編成に当たっては、定数管理を徹底し、職位、年齢、性別等を考慮した構成とする。

1-11 p.3 I-1-(2)

1-12 p.4 11

2021 3

6-4

2-16

4-32

6-5

6-5

4-33

1

3

2

点検・評価項目②：教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

評価の視点 1：大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数

評価の視点 2：適切な教員組織編制のための措置

- ・教員組織の編成に関する方針と教員組織の整合性
- ・各学位課程の目的に即した教員配置
- ・国際性、男女比
- ・特定の範囲の年齢に偏ることのないバランスのとれた年齢構成への配慮
- ・教育上主要と認められる授業科目における専任教員（教授又は准教授）の適正な配置
- ・研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置
- ・教員の授業担当負担への適切な配慮

評価の視点 3：教養教育の運営体制

					2021		
					2022	4	
2021	3	5	1		1,920		
83		42					65
34							

					2021	3	5	1
			4		3			
		5			2021	3	12	

6-6

					17	15	2	34
								4
6	1		14		5	5	7	10
	4		3	1	8			
1		1		2				
				6				

2020 2
2021 3 4

3-

8

点検・評価項目③：教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

評価の視点 1：教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備

評価の視点 2：規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

6-10

6-11

6-2

公立大学法人熊本県立大学教育職員の選考基準に関する規則（抜粋）

（教授の選考）

第3条 教授となることのできる者は、次の各号の一に該当し、教育研究上の能力があると認められる者のうちから選考する。

- （1）博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、研究上の業績を有する者
- （2）研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
- （3）学位規則（昭和28年文部省令第9号）第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者

(4) 大学において教授、准教授又は専任の講師の経歴（外国におけるこれらに相当する教育職員としての経歴を含む。）のある者

(5) 芸術、体育等については、特殊な技能に秀でていと認められる者

(6) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者

2 前項の選考は、原則として教授の職に空席があるときに実施するものとする。

（准教授の選考）

第4条 准教授となることのできる者は、次の各号の一に該当し、教育研究上の能力があると認められる者のうちから選考する。

(1) 前条各号のいずれかに該当する者

(2) 大学において助教又はこれに準ずる職員としての経歴（外国におけるこれらに相当する職員としての経歴を含む。）のある者

(3) 修士の学位又は学位規則第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者

(4) 研究所、試験所、調査所等に在職し、研究上の業績を有する者

(5) 専攻分野について、優れた知識及び経験を有すると認められる者

（講師の選考）

第5条 講師となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから選考する。

(1) 第3条又は前条に規定する教授又は准教授となることのできる者

(2) その他特殊な専攻分野について教育上の能力があると認められる者

（助教の選考）

第5条の2 助教となることのできる者は、次の各号の一に該当し、教育研究上の能力があると認められる者のうちから選考する。

(1) 第3条各号又は第4条各号のいずれかに該当する者

(2) 修士の学位（医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を修了した者については、学士の学位）又は学位規則第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者

(3) 専攻分野について、知識および経験を有すると認められる者

（助手の選考）

第6条 助手となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから選考する。

(1) 修士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者

(2) 前号の者に準ずる能力を有すると認められる者

6-12

**点検・評価項目④：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、
教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。**

評価の視点 1：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施

評価の視点 2：教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

FD

1-11 p.3 I-

1-(2)

FD 1-12

p.4 12

FD

1-15 3 1

FD

5 FD3 2020 2 2022 IR 4

2021

3 FD FD

FD

FD 4-63 6-13

FD

FD FD 2014

26 FD

2020 2 FD

FD

1-15 3 1

6-14

2

1

2

4

《個人評価調査票の項目》

【1】教育の領域

- ①教育基礎記録（授業の状況、FDへの参加状況、FDの企画運営）
- ②教育実践活動（教育内容、方法面での取組、学生に対する支援）
- ③教育による実績（卒論指導学生の学士学位取得状況、指導院生の修士・博士学位取得状況）
- ④その他の教育活動

【2】大学運営の領域

- ①大学運営での業績（委員会等の出席状況、委員会等での活動状況、学生募集活動の状況、学生生活・就職活動支援の状況）
- ②その他大学運営に関する事項

【3】社会的活動の領域

- ①社会的活動の実績（授業公開講座、地域講演会、生涯学習支援活動、執筆・マスコミ等への活動実績、学外の審議会・委員会・調査・研究会、国際貢献、教育機関の支援、産業支援）
- ②その他の社会的活動

【4】研究の領域

- ①研究業績（著書、学術論文、翻訳書、翻訳論文、辞書・辞典、その他の著述（学術雑誌等への総説・解説・評論の掲載、報告書、書評等）、中間報告、研究発表、共同研究調査等、学会賞その他受賞、その他）
- ②外部研究費等の導入
- ③共同研究
- ④その他

4

2018 6-15
30

2019 2018 30

FD

点検・評価項目⑤：教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

3

1-12 p.4 11

2020 2

6-16

2020 2

6-17

2

3

4

FD

点検・評価項目①：学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点：大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示

1-12

pp.4-5

14 18 2020 2

《熊本県立大学 学生支援に関する方針》

本学は、「総合性への志向」「地域性の重視」及び「国際性の推進」を理念とし、「有為な人材の育成や国際社会の発展に寄与すること」等を目的としています。これら理念及び目的の実現に向け、学生支援に関する方針を次のとおり定めます。

1 修学支援

- (1) 障がいの有無、国籍、性自認等に関わらず、多様な学生が安心して学習できる環境を整備します。
- (2) 学生の自主的な課外学修を支援する環境を整備します。
- (3) 成績不振学生、卒業延期者、休学者及び退学希望者に対して、関係部局が連携して状況把握と適切な支援を行います。
- (4) 授業料減免や奨学金等の学費支援制度を検証し、経済的に修学が困難な学生に対して必要な支援を行います。

2 生活支援

- (1) 学生の心身の不安等、幅広い相談に対応するため、保健師、カウンセラー、ハラスメント相談員、教員等が連携して必要な支援を行います。
- (2) 学生の健康保持増進を図るため、毎年、定期健康診断を実施し、必要に応じ、健康管理の支援を行います。
- (3) 学生の自主性、協調性を涵養するため、サークル活動、ボランティア活動等の正課外活動に対する支援を行います。

3 進路支援

- (1) 低学年時から将来への目的意識を明確に持ち、自己の将来設計を考えられるよう、体系的・継続的なキャリア形成支援を行います。

- (2) 学年に応じた進路選択に関する支援を実施し、学生のキャリア意識醸成を促します。
- (3) キャリアセンターでの就職相談や就職ガイダンス、上級生からのサポート等を通して、学生一人ひとりの個性を尊重した就職や進学に関するきめ細やかな進路支援を行います。

7-1

点検・評価項目②：学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

評価の視点 1：学生支援体制の適切な整備

評価の視点 2：学生の修学に関する適切な支援の実施

- ・学生の能力に応じた補習教育、補充教育
- ・正課外教育
- ・留学生等の多様な学生に対する修学支援
- ・障がいのある学生に対する修学支援
- ・成績不振の学生の状況把握と指導
- ・留年者及び休学者の状況把握と対応
- ・退学希望者の状況把握と対応
- ・奨学金その他の経済的支援の整備
- ・授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供

評価の視点 3：学生の生活に関する適切な支援の実施

- ・学生の相談に応じる体制の整備
- ・ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備
- ・学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮

評価の視点 4：学生の進路に関する適切な支援の実施

- ・キャリア教育の実施
- ・学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）の整備
- ・進路選択に関わる支援やガイダンスの実施
- ・博士課程における、学識を教授するために必要な能力を培うための機会の設定又は当該機会に関する情報提供

評価の視点 5：学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施

評価の視点 6：その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

《学生支援体制》

学生支援課	課長 1 名、職員 3 名、嘱託職員 1 名
キャリアセンター	センター長 1 名（教員兼務）、職員 1 名（学生支援課との兼務）、就職相談員 3 名、嘱託職員 1 名
保健センター	センター長 1 名（医師・教員兼務）、学生相談アドバイザー 1 名（教員兼務）、保健師 2 名（嘱託職員）、非常勤カウンセラー 2 名（臨床心理士）

4-24

7-2

4-19

7-3

Global Lounge

1

30

7-4

2020 2 4

7-5

SNS

2020 2 5

SNS

SNS

2020 2 6
1

1
7-6

2020 2

2
2

12

2014 26 4

7-7

2015 27

7-8

7-9

2017

29

2020

2019
2

7-

10

2016 28
AED 2020 2
7-11

GPA 2.0

4-23

1

7-12

1

7-13

2009 21
2

2014 26
2015

27
2019

2020

2

5-35

2
10 ×3
5
16

7-14
20 ×10
4
7-15 7-

2020 2 4 1
7-17
2020 2 1
1 1

2021 3
6 943
7-18
7-19

35 5-36 pp.39-42
5-34 5-
5-37

2 6²
2020 2 3
5
2020 2 7-20

7-21

2016

28

2020

2

2021

3

2

2020

2

2021

3

7-

22

7-23

5-36 p.85

1

7-24

4

7-25

4

5-36 p.52

2021

3

5-36 p.54

2018

30

7-26

1

Vege

2017 29 1
7-27

4 1 4-10
4-9

GP 2022 4 4

2013 1-7 pp.10-13 25 1 3 PROG 1

3

4

6 1 3 1

5-36 p.65 7-28

3 1

4

		7-29	7-30	7-31	2	3
	2020	2				
2020	2					2021
						7-
32						
7-33	7-34					
		TA	7-35			
		RA	7-36			
						10
		2022	4	2	25	21
		7-37				
			2013	25		
2016	28					
					7-38	
2020	2					
						7-39
2020	2					
	R2.8.5			R2.10.5		

7-45

2

2020

2

2019

3 / /

2017

29

1

4

3

4

3

4

点検・評価項目①：学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

評価の視点：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示

1-11 p.5 -1 3

1-12 p.10 46

《第3期中期計画》

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための取組

(46) 新たな施設設備保全計画や中期的な機器更新計画等に基づき、施設設備の適正な維持管理と計画的な整備改修により、長寿命化に努め、良好な教育研究環境を保持する。また、維持改修等にあたっては、安全性の確保と可能な限りバリアフリー・ユニバーサルデザイン、環境保全等に配慮する。

2017 29

3

2018

30

2023

5

8-1

2020

2

2021

3

2053

35

8-2

点検・評価項目②：教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

評価の視点 1：施設、設備等の整備及び管理

- ・ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備
- ・施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保
- ・バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備
- ・学生の自主的な学習を促進するための環境整備

評価の視点 2：教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み

		140,846	
80,092	60,754		19,200

2,484		1	
-------	--	---	--

	10		
	CPD		
	38,260		13,370

	1-7 pp.72-73	1-8 pp.29-30	
		28	350

230		316	143
-----	--	-----	-----

2

10			5-
36 p.132			

ICT

2022	4	4
------	---	---

214

2

DVD

1 2

7 8

1

2021

3

6

8-3

8-4

(

)

8-5

LAN

8-6

8-7

2020

2

3

2021
web

10

8-8

8-9

8-

13

8-11

8-12

8-

8-14

8-15

2020 2 LED 8-16 8-17
WEB WEB

3 1-12 p.10
46 2019 2020 2
2021 3 2020 2
3 2021
8-18

2020 2 3
5-36 p.94
3 174 5-36
p.101
Global Lounge
Global Lounge iPad DVD
7-4

9	30	16	30		
		9	30	16	
		8	40	19	30
					10

						8-19
8-20	8-21	8-22				
				8-23		4
					8-24	
			8-25			
2020	2	2021	3			

点検・評価項目③：図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

評価の視点 1：図書資料の整備と図書利用環境の整備

- ・図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備
- ・国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備
- ・学術情報へのアクセスに関する対応
- ・学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備

評価の視点 2：図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

2020	2			380,422	303,956
	76,466		5,689	4,361	1,328
		6,793			340,191
	273,109	67,082		4,555	3,603
	952		5,400		41
					100
					8-26

		50	1	34	3
1	16				
		8-35			
	2002	14	18		
2019		1,000		2,000	
				2020	2
					8-36
8-37					
		9			7
		ILL		1	
2021	3				
		8-28	8-38		

点検・評価項目④：教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点：研究活動を促進させるための条件の整備

- ・大学としての研究に対する基本的な考えの明示
- ・研究費の適切な支給
- ・外部資金獲得のための支援
- ・研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等
- ・ティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）等の教育研究活動を支援する体制

2020

409,753		8,320,228	21
	396,201	13,268,956	31
	428,031	14,469,108	36
	401,920		

《研究費助成》

<p>地域おこしスタートアップ事業 ※2018（平成30）年までの名称は「地域 貢献研究事業」</p>	<p>地域課題解決型の研究活動の一つとして、 本学と包括協定を締結している熊本県内の 22市町村（2021（令和3）年8月現在） や熊本県から要望があった研究テーマにつ いて、本学教員と協働で課題解決に取り組 んでいる（資料8-40【ウェブ】）。</p>
<p>学長特別交付金（教員提案事業） （2015（平成27）～2018（平成30）年 度実施）</p>	<p>学際的な研究や教育内容・教育方法の開発 研究を重点的に支援することを目的に、教 員のプレゼンテーションをもとに選考して 実施した（資料8-41）。</p>
<p>地域志向教育研究事業 （2015（平成27）～2018（平成30）年 度実施）</p>	<p>文部科学省の地（知）の拠点整備事業（大 学COC事業）に2015（平成27）年度に 採択されたことを受け、教員が主体的に地 域課題をテーマとした教育・研究・社会貢 献活動に取り組むことを推進するために実 施した（資料8-42）。</p>

8 100 2020 2
 8-43

3 2020 2 2021
 40 50,440

8-44 8-45

2 2
 19 13,473 2020
 8 p.19 1-

1 83 1 1

8-46 14

8-47

1 39 1

8-48

TA

RA

2021 3 5 1 22

《助手及び教育支援職員の配置状況（2021（令和3）.5.1現在）》

	1	
	14	

	4	
	3	



点検・評価項目⑤：研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

評価の視点 1：研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み

- ・規程の整備
- ・教員及び学生における研究倫理確立のための機会等の提供（コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施等）
- ・研究倫理に関する学内審査機関の整備

2007 19 11

8-

50

8-51

8-52

8-39

2021 3 8-53

8-54

58 8-55 8-56 8-57 8-

FD SD

2020 2 2021 3 8-59

FD

8-60

8-61

8-62

点検・評価項目⑥：教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

3

1-12

p.10

46

2

1

Global

Lounge

Global Lounge

2019

4

2022

4

4

3

4

40

4

Global Lounge

点検・評価項目①：大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

評価の視点：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示

1-2

1

3

1-12

p.6

24

27

《第3期中期計画》

3 地域貢献に関する目標を達成するための取組

(24) 県や市町村、企業その他の団体の様々な課題の解決を支援するため、教員の研究シーズ等を活かした研究活動を推進するとともに、専門的な知見等を有する教員を積極的に派遣する。

(25) 学生の食と健康に関する理解を深める取組を推進し、地域の食育・健康に関する取組の中心的役割を担う。

(26) 他大学・研究機関等と連携しながら、地域産業の振興に資する研究活動を行い、研究成果を発信するとともに、その成果を地域社会に還元する。

(27) 地域の多様な生涯学習ニーズを踏まえ、広く県民の参加を得られるような各種公開講座を充実させる。また、職業人として地域社会で活躍している人材の更なる能力開発を支援するプログラムを推進する。

1-

12

p.5

19

《第3期中期計画》

2 研究に関する目標を達成するための取組

(19) 地域資料研究、地域環境研究、食健康研究、地域づくり研究等、地域に生きる大学として独自性を持ち、地域の課題解決に貢献する高い水準の研究を推進する。並びに、熊本地震の体験に基づく防災・減災及び復興支援を視野とした研究に取り組む。また、これらを県内外に対し、効果的に発信する。

《第3期中期計画》

4 国際化に関する目標を達成するための取組

- (28) グローバルに活躍できる人材に求められる語学力、コミュニケーション能力、自国文化・異文化に対する理解力を高めるため、海外留学・研修メニューの拡充を図る。
- (29) 学生の留学を支援するための経済支援拡充に向けた取組を行う。また、海外滞在時の危機管理対策を拡充する。
- (30) 学生の国際的視野の涵養と国際感覚の向上を目途に、学内外で国際交流団体等との国際交流や異文化理解の機会を拡充する。
- (31) 留学生の受入れ環境の整備を推進するとともに、協定校との派遣・受入れの相互交流拡充を図る。
- (32) 協定校をはじめとする海外大学等との間で、研究者交流や共同研究等を行うことにより、教育研究のグローバル化を図る。

	2006	18
2020	2	

9-1

点検・評価項目②：社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

評価の視点1：学外組織との適切な連携体制

評価の視点2：社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進

評価の視点3：地域交流、国際交流事業への参加

NPO

3
5

1

4

2
NPO

6

7
2022

3-2

4

3-10

2021 3 22 2 9-2

2014 26

2016 28

2018 30 NTT

ICT 2021 3

9-3

2020 2 6

9-4

3

1-12 p.2 4

4- 4

4

GP 2022 4 4

4-17

9- 9-

5 p.9 4

2014 26

COC 2014

26 2018 30

9-6

8

27
COC+

1

COC+
6

2015

in

5

9-7

3

2020

2

9-8

8-40

Web
9-9

9-10
2-27

9-11

9-12

2021

3

8

22

2

2021

3

10
COI-NEXT

2020

JST
2

7

10

DX

9-13

9-14 9-15

1990 2

12

Professional Development

9-17

9-18

2014 26

9-16 2009

CPD Continuing

1-8 p.22 2014 26

24

9-19 2012

9-20

2020 2 2021 3

9-21

2020 2 7

9-22 2021 3

9-23

JICA OB 2 7

2020 2 4

3-4

15

9-24

《海外の協定校・機関》

学生交流協定校	祥明大學校（韓国）、モンタナ州立大学ビルングス校（アメリカ）
---------	--------------------------------

<p>学術交流協定 校・機関</p>	<p>モンタナ州立大学ボーズマン校（アメリカ）、海洋大 学 校（韓国）、ワライラック大学（タイ）、広西大学（中国）、台北科技大学（台湾）、開南大学（台湾）、ソウル市立大 学 校（韓国）、カセサート大学（タイ）、ブラウィジャヤ大学（インドネシア）、中原大学（台湾）、チャタム大学（アメリカ）、海南省疾病予 防 管理センター（中国）、モンタナ大学（アメリカ）</p>
------------------------	---

9-25

2020 2

2021 3
9-26 9-27

9-28 2014 26

9-29

9-30
2017 29 2021 3 8

1

3 2021

9-31

9-32 2019
9-33 10

JICA

5-32

9-34 2020

2

9-35

点検・評価項目③：社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

3

2

	1990	2		30
			CPD Continuing Professional Development	
		2009	21	
2021	3			2020 2
2019				
	26			2014
				2014 26
	8	12		8
3				
4				
		GP 2022	4 4	
			2 7	
		JST		(COI-NEXT)

15

CPD

10

1

1

点検・評価項目①：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点 1：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示

評価の視点 2：学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

2

26 1

24
10-(1)-1 2 1-3

24

1-12

3 2018 30 2023 5

50

1-12 p.7 33 35 p.8 38 39 p.10
47 50

《第3期中期計画》

【業務運営の改善・効率化に関する目標を達成するための取組】

1 大学運営の改善に関する目標を達成するための取組

(33) 経営を司る理事長と学務を司る学長のもと、政策的かつ効果的な大学運営に努めるとともに、社会状況の変化に適切に対応する。

3 人事に関する目標を達成するための取組

(35) 教職員に必要な知識・技能の習得及びその能力・資質の向上のため、SDを計画的に実施する。

(38) プロパー職員の人材育成と活用を図るため、研修計画に基づいた研修を実施し、適正な配置に努める。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための取組

(39) 現在の事務組織体制において、簡素化・合理化するもの並びに重点化するものを見定め、大学運営の効率化を図る。

【その他業務運営に関する重要目標を達成するための取組】

2 安全管理に関する目標を達成するための取組

(47) 個人情報保護や学内の情報資産の保全のため、組織の見直しを行うとともに、啓発事業や運用管理等の情報セキュリティ対策を強化する。

(48) 熊本地震の経験を踏まえ、大学施設・設備の耐震・防災的観点からの維持管理を推進し、防災資材の備蓄充実や事業継続計画（BCP）の策定、避難訓練や安全管理の啓発等、防災対策を強化する。

(49) 教職員の心身の健康相談の実施や健康管理に関する意識啓発活動により、快適な職場環境づくりを進める。

3 人権に関する目標を達成するための取組

(50) 学生及び教職員に対して、様々なハラスメント等の人権侵害に関する啓発を行うとともに、相談体制の周知・充実に取り組む。

10-(1)-2

10-(1)-3

点検・評価項目②：方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

評価の視点 1：適切な大学運営のための組織の整備

- ・学長の選任方法と権限の明示・役職者の選任方法と権限の明示
- ・学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備
- ・教授会の役割の明確化
- ・学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化
- ・教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化

・学生、教職員からの意見への対応

評価の視点 2：適切な危機管理対策の実施

10-(1)-4

1-3

8

10

9

1-3

9

《公立大学法人熊本県立大学定款（抜粋）》

○理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

○副理事長は、法人を代表し、理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

○理事は、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理する。

10-(1)-8

10

10-(1)-5

1

10-(1)-6

4

10-(1)-7

2

10-(1)-9

1

10-(1)-10

2

6

10-(1)-5

1

3

11

9

13

4

10-(1)-11

1-3

18

21

73

10-(1)-12

10-(1)-13

10-(1)-14

10-(1)-15

10-(1)-16

10-(1)-17

10-(1)-18

10-(1)-19

10-(1)-20

7-28

4

7-10

3

10-(1)-11

《公立大学法人熊本県立大学及びその設置する大学の処務に関する規程（抜粋）》

○副学長は、学長を補佐し、学長の命を受け、校務をつかさどる。

○学部長は、学長の命を受け、それぞれの学部に関する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

○共通教育センター長は、学長の命を受け、共通教育センターに関する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

○研究科長は、学長の命を受け、それぞれの研究科に関する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

○地域連携政策センター長は、学長の命を受け、地域連携政策センターに関する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

○学術情報メディアセンター長は、学長の命を受け、学術情報メディアセンターに関する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

○国際教育交流センター長は、学長の命を受け、国際教育交流センターに関する業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

○学科長、専攻長及び部門長は、学部長の命を受け、学科、専攻又は部門に関する事務を処理する。

			15						
	18								21
									10-(1)-
21		2-47		2-48					
						1-3		15	18
	21								
	1-2		13	14	1-4	7		4-32	
	4-33								
								1-2	12
			13	7					
								4-32	
	13	5			1				
	2				3				
								6	
						1-2		13	
5	3								
				1				2	
								3	
4									
10-(1)-22				1					

1-3

10-(1)-11

2-28

10-(1)-

23

2

7-42

(1)-24

10-

2016

28

4

2017

29

2019

BCP

10-(1)-25

10-

(1)-26

(1)-27

10-

1

2020

2

1

27

3

1

10-(1)-28

4

10-(1)-29

7-41

10-(1)-30

10-(1)-31

2020 2

5 31

5 7

10-(1)-32

点検・評価項目③：予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

評価の視点：予算執行プロセスの明確性及び透明性

- ・内部統制等
- ・予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定

1-14

《予算編成の手続きとスケジュール》

(1)：10月下旬～11月初旬頃	「会計規程」に基づき、理事長により「予算編成方針」を策定し、各学部、事務局各課等、学内各所属へ通知
(2)：12月末頃	各所属から予算担当課である事務局総務課へ、支出予算要求書及び収入予算（外部資金分）見込に関する資料を提出
(3)：1月上旬頃	総務課において、必要に応じて各所属からヒアリングを実施しながら、(2)を調整、集計
(4)：1月中旬～下旬頃	事務局長による予算査定
(5)：2月中旬頃	役員による予算編成会議により予算案を策定
(6)：3月上旬頃	運営調整会議へ予算案の提示
(7)：3月下旬頃	「定款」に基づき、経営会議・理事会において予算案の審議・議決、予算決定

(1)-33 10-(1)-34 4 10-(1)-11 10-

2015 27

FD SD

8-59 8-60

3

10-(1)-1 3

10-(1)-35

3

点検・評価項目④：法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

評価の視点：大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置

- ・職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況
 - ・業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備
 - ・教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）
 - ・人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善

3 1

IR

2021	3	5	1				
36		1		1	3	71	112

10-(1)-11

	3	3					
			2		5	3	
4							24
		36					
	12				3	5	

6-10

6-11

3 1

IT

2018 30

				121		
			SMART			10-(1)-
36	2020	2		16		
		1		14.7%	H2926.67	/ H3022.75
/			10-(1)-37			2020 2
		1		9.8%	R1:8,346	R2:7,529

6-5

10-(1)-38

PDCA

**点検・評価項目⑤：大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び
資質の向上を図るための方策を講じているか。**

評価の視点：大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）の組織的な実施

			SD
2017	29	4	

SD
1-12 p.7 35
10-(1)-39 8-59 10-(1)-40
8-23
SD
10-(1)-41
2019
10-(1)-42

点検・評価項目⑥：大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点 2：監査プロセスの適切性

評価の視点 3：点検・評価結果に基づく改善・向上

3

3

10-(1)-43

2

10-(1)-44

10-(1)-45

2-52

10-(1)-46

2-52

3

2

SMART

2018 30
26.67 / H30 22.75 /

14.7% H29

3

4

SD

SMART

2

1

点検・評価項目①：教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

評価の視点：大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定

30 3 2023 5 6 1-12 2018

《第3期中期計画（抜粋）》

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1 予算

2018（平成30）年度～2023（令和5）年度予算

（単位：百万円）

区分	金額
収入	
授業料収入	6, 449
入学金収入	836
検定料収入	240
受託研究等収入	270
寄附金収入	89
補助金等	196
運営費交付金	6, 172
雑収入	242
目的積立金取崩	197
計	14, 691
支出	
教育研究経費	10, 934
一般管理費	3, 487
受託研究費等	270
計	14, 691

[人件費の見積り]

中期目標期間中総額8, 424百万円を支出する。（退職手当は除く。）

注1) 人件費の見積り額は、役員報酬並びに教職員給料、諸手当及び法定福利費に相当する費用を試算している。

注2) 退職手当については、公立大学法人熊本県立大学が定める規程に基づいて

支給することとし、各年度の定年退職者及び自己都合退職者について試算している。

注3) 運営費交付金の算定方法

運営費交付金＝標準的支出－標準的収入＋退職金＋大規模修繕費＋夢教育等特別交付金

注4) 運営費交付金は、上記の算定方法に基づき一定の仮定の下に試算したものであり、各事業年度の運営費交付金については予算編成過程において決定される。

注5) 受託研究等収入及び補助金等については、各事業年度の採択状況に応じ大きく変動するため過去の実績等を踏まえ試算している。

2 収支計画

2018（平成30）年度～2023（令和5）年度収支計画

（単位：百万円）

区分	金額
費用の部	14,318
経常費用	14,318
業務費	12,310
教育研究経費	3,249
受託研究費等	270
役員人件費	378
教員人件費	6,000
職員人件費	2,413
一般管理費	696
財務費用	90
雑損	0
減価償却費	1,222
臨時損失	0
収益の部	14,318
経常収益	14,318
授業料収益	6,442
入学金収益	836
検定料収益	240
受託研究等収益	270
寄附金収益	89
補助金等収益	196
運営費交付金収益	5,621
雑益	242
資産見返負債戻入	382
資産見返運営費交付金戻入	280
資産見返寄附金戻入	25

資産見返物品受贈額戻入	4
資産見返補助金等戻入	73
臨時利益	0
純利益	0
総利益	0

注1) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

注2) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

3 資金計画

2018（平成30）年度～2023（令和5）年度資金計画

（単位：百万円）

区分	金額
資金支出	15,084
業務活動による支出	12,992
投資活動による支出	756
財務活動による支出	929
次期中期目標期間への繰越金	407
資金収入	15,084
業務活動による収入	14,494
授業料収入	6,449
入学金収入	836
検定料収入	240
受託研究等収入	270
寄附金収入	89
補助金等収入	196
運営費交付金収入	6,172
雑収入	242
投資活動による収入	0
財務活動による収入	0
前期中期目標期間よりの繰越金	590

Ⅶ 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

3億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定される。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし。

IX 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上、組織運営及び施設設備の改善に充てる。

X その他

1 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額 (百万円)	財源
施設大規模改修、研究機器等更新	756	運営費交付金、自己収入

注1) 金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

なお、各事業年度の運営費交付金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

2 人事に関する計画

Ⅱ「業務運営の改善・効率化に関する目標を達成するための取組」の3「人事に関する目標を達成するための取組」に記載のとおり。

3 積立金の使途

前中期目標期間繰越積立金については、教育研究の質の向上、組織運営及び施設設備の改善に充てる。

4 その他法人の業務運営に関し必要な事項

なし。

点検・評価項目②：教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤（又は予算配分）

評価の視点2：教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み

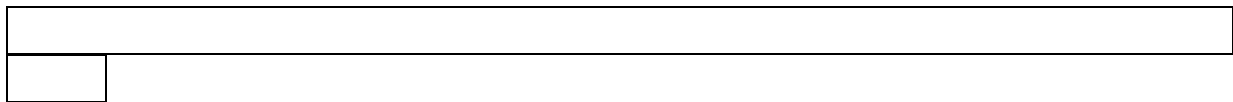
評価の視点3：外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等）の獲得状況、資産運用等

6

3

52.9

42.0



()

60

()

60

15

530

3

10-(2)-1

10-(2)-2

10-(2)-3

12

《自主財源比率（決算報告書ベース）・人件費比率（損益計算書ベース）》

	2018（平成30）年度	2019（令和元）年度	2020（令和2）年度
自主財源比率	51.5%	49.1%	48.3%
人件費比率	60.4%	62.8%	57.9%

100

《外部資金等受入れ状況：採択件数及び金額》

区分		2018（平成30）年度	2019（令和元）年度	2020（令和2）年度
受託研究・共同研究	件数	39	25	19
	金額	19,592	24,536	13,473
科学研究費助成事業	件数	46	40	40
	金額	79,590	61,770	50,440
公募型助成金・補助金等	件数	20	19	15
	金額	20,859	19,716	22,798
教育研究奨励寄附金	件数	8	7	5
	金額	2,112	1,523	2,700
合計	件数	113	91	79
	金額	122,153	107,545	89,411

2

99.9

2020

2

530

3

50

2020 2

PDCA

